

## 第5章

# 生物多様性の保全及び持続可能な利用

## 第1節 生物多様性条約COP10に向けた取組

2010年（平成22年）に愛知県名古屋市での開催が決定した生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）及び同条約カルタヘナ議定書第5回締約国会議の成功に向け、生物多様性そのものや条約についての国民へ

の周知や、生物多様性総合評価の実施などの取組を行うとともに、条約の主要議題等に関する国際的議論にも引き続き貢献します。

## 第2節 生物多様性を社会に浸透させる取組

### 1 地方公共団体、企業や市民の参画

「生物多様性」の国民の認知度は高いとはいえませんが、自然の恵み豊かな国土を将来世代に引き継いでいくためにも、一般の人々が暮らしの中で生物多様性について考えたり、意識したりすることが必要です。

広く国民への生物多様性に関する普及・広報を推進するため、有識者等からなる「生物多様性広報・参画推進委員会」において、生物多様性のための国民の行動リストを拡充することなどにより、効果的な普及啓発を推進します。

都道府県及び市町村が、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略を定める際の指針を策定するとともに、企業が生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を自主的に行う際の参考となる指針を策定することなどにより、生物多様性の社会への主流化を推進します。

さらに、地域における生物多様性の保全・再生に資する取組を支援する「生物多様性保全推進支援事業」を実施し、地域における野生生物の保護管理や外来種対策などの取組を推進します。

### 2 自然とのふれあいの推進

#### (1) 自然解説活動及び健全なふれあい利用の推進

「みどりの月間」（4月15日～5月14日）、「自然に親しむ運動」（7月21日～8月20日）、「全国・自然歩道を歩こう月間」（10月）等を通じて、自然観察会等自然とふれあうための各種活動を実施します。また、「平成21年度自然公園ふれあい全国大会」は、平成19年8月に新たな国立公園として誕生した丹後天橋立大江山国立公園及び区域が拡大された若狭湾国立公園（京都府域）において9月に開催します。

国立・国立公園の利用の適正化のため、自然公園指導員の研修を実施するとともに、利用者指導の充実を図ります。また、地方環境事務所等においてパークボ

ランティアの養成及びその活動に対する支援を行います。

また、関係省庁が連携し実施する、農山漁村での小学生の長期宿泊体験等において、その体制づくりの一環として自然体験プログラムの開発や子どもたちに自然保護官の業務を体験してもらうなどにより自然環境の大切さなどを学ぶ機会を提供することで、自然と人との共生について子どもたちをはじめ関係者の理解を深める事業を展開します。

国有林野においては、森林教室、体験セミナー等を通じて、森林とのふれあいを楽しみながら理解を深める森林ふれあい推進事業等を実施します。また、学校等による体験学習活動の場である「遊々の森」や、国民による自主的な森林づくり活動の場である「ふれあ



いの森」、企業の社会貢献活動としての「法人の森林」の設定・活用を図るとともに、伝統文化の継承等に貢献する「木の文化を支える森づくり」や、NPO等多様な主体との協働による「知床自然の森づくり」などに取り組み、国民参加の森林づくりを推進します。

国営公園においては、良好な自然環境や歴史的資源を活かし、自然観察、ガイドツアー、稲作体験、プロジェクト・ワイルド等、多様な環境教育プログラムを提供します。

## (2) 利用のための施設の整備

国立・国定公園等において、自然とのふれあいを求める国民のニーズに応えるため、木材等の自然素材を活用し、自然環境の保全やバリアフリー化にも配慮しつつ、安全で快適な公園利用施設を計画的に整備します。

### ア 国立公園の整備

国立公園の保護及び利用上重要な公園事業を環境省の直轄事業としており、国立公園の主要な入口における情報提供施設、山岳地域における登山道、すぐれた自然景観にふれあう景観歩道等を重点的に整備するとともに、利用拠点である集団施設地区において、良好な景観形成を図りつつ、施設の温室効果ガス排出削減やユニバーサルデザイン化を推進していきます。

### イ 国定公園等の整備

地方公共団体の行う国定公園の整備及び長距離自然歩道の整備に対して、自然環境整備交付金により支援します。

### ウ 森林の多様な利用の推進

保健保安林等を対象として防災機能、環境保全機能等の高度発揮を図る共生保安林整備事業を実施します。また、国民が自然に親しめる森林環境の整備を行う森林空間総合整備事業等を助成します。

また、森林環境教育、林業体験学習の場となる森林・施設の整備、学校林の整備・活用を行うモデル学校林の設定等を推進します。

さらに、森林総合利用施設等において、年齢や障害の有無にかかわらず多様な利用方法の選択肢を提供するユニバーサルデザイン手法の普及を図ります。

国有林野については、「自然休養林」等の「レクリエーションの森」において、民間活力をいかしつつ利用者のニーズに対応した森林及び施設の整備等を行います。また、国有林野を活用した森林環境教育の一層の推進を図るため、農山漁村における体験活動とも連携し、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの

作成を実施します。

### エ 海岸等のふれあい施設の整備

海と緑の豊かな海岸環境を確保する白砂青松の創出や生物の生息・繁殖場所となる砂浜、干潟等の保全や創出を行う「エコ・コースト事業」や、海岸環境の整備により安全で快適な海浜利用の増進を図る「海岸環境整備事業」を実施します。

### オ 港湾等のふれあい施設の整備

港の良好な自然環境の市民による利活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、自治体やNPOなどが行う自然体験・環境教育活動等の場ともなる藻場・干潟等の整備を行います。

### カ 河川等のふれあい施設の整備

河川の高水敷やダム周辺等を公園、緑地、運動場等として利用するため諸施設の整備を行います。かわまちづくり支援制度や水辺の楽校等の整備により、親水レクリエーションの促進を図ります。

## (3) エコツーリズムの推進

地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、エコツーリズムに関する普及啓発、ノウハウ確立、人材育成、国立公園等におけるエコツーリズム支援のほか、各地の全体構想の認定や地元協議会への参画・助言等、**エコツーリズム推進法**に基づき取り組む地域への支援等を関係省庁の連携により総合的に実施します。

## (4) 都市と農山漁村の交流

平成20年度から実施している、全国の小学校において農山漁村での1週間程度の長期宿泊体験活動の実施を目指す「子ども農山漁村交流プロジェクト」を一層推進し、子どもの豊かな心を育むとともに、自然の恩恵などを理解する機会の促進を図ります。

都市と農村の多様な主体が参加した取組等を総合的に推進し、**グリーン・ツーリズム**の普及を進め、農山漁村地域の豊かな自然とのふれあい等を通じて自然環境に対する理解の増進を図ります。

## (5) 温泉の保護及び安全・適正利用

温泉法の運用に当たり、温泉源の保護、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止及び温泉の適正かつ効率的な利用の増進を図るため都道府県等に対し適切な助言を行います。また、温泉の公

共的利用増進のため、保健、休養等に適した温泉地を国民保養温泉地に指定します。

## 第3節 地域における人と自然の関係を再構築する取組

### 1 里地里山の保全

里地里山の保全再生に向けた多様な主体の取組をさらに全国へと展開していくために、里地里山の管理・利活用の方策を検討するとともに、多様な主体が共有の資源として管理し、持続的に利用する枠組みを検討します。これに加えて、全国の優良事例となりうる里地里山の取組を情報発信し、ほかの地域への取組の波及を図ります。また、都市住民等のボランティア活動への参加を促進するため、活動場所と専門家の紹介等を行うとともに、里地里山の保全再生に向けた活動の継続・促進のための助言等の支援を行います。

文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく文化的景観については、引き続き、地方公共団体の申出のあったものの中から特に重要なものを文部科学大臣が重要文化的景観として選定するとともに、地方公共団体が行う保存・活用事業を推進します。

さらに、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、

自然再生の視点に基づく環境創造型の整備を推進します。また、上下流連携いきいき流域プロジェクトにより、里山林等における森林保全活動や多様な利用活動への支援を実施するなど、活動に対する支援面でも取組を進めます。

国立・国定公園においては、土地所有者の高齢化等により管理が行き届かなくなった里地里山を対象に、国、地方公共団体、NPO等と土地所有者等との風景地保護協定の締結を推進します。また、特別緑地保全地区等に含まれる里地里山については、土地所有者と地方公共団体等とが管理協定を締結し、持続的に管理を行うとともに市民に公開するなどの取組を引き続き推進します。里山林では、NPO等と森林所有者とが結ぶ施業の実施に関する協定について市町村長が認可する制度を活用した国民参加の森林づくりを推進します。

### 2 鳥獣の保護管理の推進

#### (1) 鳥獣保護事業及び鳥獣に関する調査研究等の推進

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）等に基づく円滑な鳥獣保護管理及び第10次鳥獣保護事業計画が適切に実施されるよう、地方公共団体及び関係団体との連携・協力を進めていきます。

各都道府県においては、鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣保護区の指定、被害防止のための捕獲及びその体制の整備、違法捕獲の防止等の対策を総合的に推進します。当該計画の推進に当たっては、人と鳥獣との共存の確保及び生物多様性の保全を踏まえて鳥獣を適切に保護管理することを基本とします。

渡り鳥の生息状況等に関する調査として、鳥類観測ステーションにおける鳥類標識調査、ガンカモ類の生息調査等を引き続き実施します。全国的・広域的な観点から保護管理の方向付けを行う必要性の高い鳥獣について、保護管理のための指針づくりを推進します。

また、野生生物保護思想の普及啓発を図るため、愛鳥週間行事の一環として「全国野鳥保護のつどい」を北海道釧路市で実施するほか、小中学校及び高等学校

等を対象とした「全国野生生物保護実績発表大会」等を開催します。

#### (2) 適正な狩猟と鳥獣管理の推進

狩猟による事故防止、違法行為の防止の徹底等適正な狩猟を確保するための関係者への指導を行うとともに、狩猟鳥獣に係るモニタリング調査を実施します。特定鳥獣保護管理計画等による適切な鳥獣の保護管理を推進するとともに、農林水産業等に被害を与えている鳥獣や、地域的に孤立している個体群の広域的な保護管理のための指針を関係都道府県等と検討します。

さらに、鳥獣保護管理の人材育成及び確保のために、「鳥獣保護管理に係る人材育成事業」を継続します。また、都道府県の特定鳥獣保護管理計画に基づく保護管理実施状況を引き続き調査・分析するほか、特定鳥獣保護管理計画の目的推進のため、モニタリング手法等に関する調査を実施します。このほか、適切な特定鳥獣保護管理計画の策定等に資するため、主な野生鳥獣の生息動向の把握や、生息数の推定方法の検討などを行う調査研究を実施します。



### (3) 鳥獣による農林漁業等への被害対策

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき、市町村による被害防止計画の作成を推進するとともに、野生鳥獣を誘引しにくい営農管理技術の開発等の試験研究、侵入防止柵等の被害防止施設の整備、効果的な被害防止システムの整備、鳥獣捕獲体制整備等を推進し、鳥獣との共存にも配慮した多様で健全な森林の整備・保全等を図る事業等を実施します。さらに、生態に悪影響を及ぼすことなく、トドによる被害を防ぐための対策として、被害を受ける漁具の強度強化等を引き続き促進します。また、近年アザラシ類による漁業被害が深刻化していることから、適切な保護管理対策に資するため、被害状況の把握・分析を行い、効果的な被害防止対策について検討します。

### (4) 国指定鳥獣保護区における渡り鳥等の保護対策

渡り鳥の保護対策として、出水平野に集中的に飛来

するナベヅル及びマナヅルについて、その生息環境の保全、整備を実施するとともに、越冬地の分散を図るための地域活動の推進、普及啓発を引き続き実施します。

国指定鳥獣保護区においては、管理員の配置等を行い適切な管理に努めるとともに、鳥獣の生息環境が悪化しつつある浜頓別クッチャロ湖（北海道）、宮島沼（北海道）、片野鴨池（石川県）、漫湖（沖縄県）において鳥獣の生息地保護及び整備を図るため、引き続き保全事業を実施します。

### (5) 野鳥における鳥インフルエンザ対策

渡り鳥を含む野鳥の高病原性鳥インフルエンザウィルス保有状況調査や渡り鳥の移動経路等に関する調査及び渡り鳥の飛来状況調査を継続して実施し、国民に情報提供を行います。

## 3 希少野生動植物種の保存

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき、希少野生動植物種を指定し、個体の捕獲・譲渡し等の規制、器官・加工品の譲渡し等の規制を引き続き実施していくとともに、国内希少野生動植物種については、生息・生育状況を把握するための現状調査や、生息地等保護区の指定を推進し、生息・生育環境の保護管理を行います。また、保護増殖事業については、種の保存法に基づく保護増殖事業計画に従い、ツシマヤマメコ、アホウドリ、ミヤコタナ

ゴ等の生息環境の改善・整備や繁殖の促進のための事業を推進するとともに、国内希少野生動植物種に指定された種で保護増殖事業が必要な種について、順次、保護増殖事業計画を策定します。さらに、野生生物保護センター等において絶滅のおそれのある野生生物の保護増殖事業等を推進します。この中で佐渡島においては、トキの野生復帰に向けて野生順化訓練と放鳥を継続するとともに、環境省、農林水産省、国土交通省の連携調査結果を踏まえ、餌資源の確保や営巣木、ねぐら木になる松林の保全を進めます。

## 4 外来種等への対応

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づく特定外来生物の飼養規制等を継続するとともに、生態系、農林水産業等への影響が現に生じている地域における防除を進めます。さらに、効果的な防除手法の検討等を引き続き進めるとともに、**外来種**についての普及啓発を引き続き推進します。

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）に基づき遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講じ、生物の多様性の確保を図るとともに、環境中での使用について承認された遺伝子組換え生物等に関する情報の提供などを進めます。

## 5 飼養動物の愛護・管理

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づき、平成18年10月に策定された動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針の点検を引き続き実施します。

広く国民の間に動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるため、その趣旨にふさわしい行事、動物愛護管理功労者の表彰、動物の愛護や適正飼養を啓発するポスターの作成及びそのデザインのコンクール等を動物愛護週間（9月20～26日）に国及び地方公共団体において実施することにより、総合的な普及啓発を図ります。

都道府県等に収容される動物の適正な取扱を徹底するとともに、収容施設の新・改築や譲渡のための専用

スペースの設置等に係る経費の一部を都道府県等に新たに補助し、譲渡及び返還を積極的に推進します。

マイクロチップによる個体識別措置の普及啓発を図るため、全国数か所においてモデル試行事業を実施します。

また、動物の特性に応じたペットフードの選定及び与え方の留意点、ペットの体調管理等に関する普及啓発を引き続き実施します。

平成21年6月から施行される愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号）の適切かつ着実な運用を図るため、基準規格の設定や、関係団体等との連携体制の整備等を行います。

## 6 遺伝資源などの持続可能な利用

### (1) 遺伝資源の利用と保存

農林水産分野においては、引き続き、農業生物資源ジーンバンク事業などにより、動植物、微生物、DNA、林木、水産生物の各部門の国内外の遺伝資源の収集、分類、保存などを行い、研究開発資料として利用者に配布及びその情報の提供を行うとともに、新たに植物遺伝資源約7,000点等の収集を計画しています。また、海外から研究者を受け入れ、遺伝資源の保護と利用のための研修を行います。

また、「林木育種戦略」に基づき、絶滅の危機に瀕している種等の希少・貴重な林木遺伝資源の保全を図るとともに、林木の新品種の開発に不可欠な育種素材として利用価値の高い林木遺伝資源等を確保するため、その収集・保存を進めます。さらに、林木遺伝資源の有効利用を図るため、特性評価、情報管理及び配布を行います。

### (2) 微生物資源の利用

独立行政法人製品評価技術基盤機構を通じた資源保有国との国際的取組の実施などにより、資源保有国への技術移転、わが国企業への海外の微生物資源の利用機会の提供などを行い、微生物資源の「持続可能な利

用」の促進を図っていきます。

### (3) バイオマス資源の利用

「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成18年3月閣議決定）に基づき、バイオマスの利活用の加速化を図ります。特に、国産バイオ燃料については、平成19年2月に総理報告した「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表」に基づき関係府省が協力して取組を推進します。具体的には、農林漁業バイオ燃料法に基づき新設されたバイオ燃料製造設備に係る固定資産税の軽減措置による支援や、バイオ燃料の原料供給から製造、流通まで一体となった取組を行います。また、食料供給と両立できる稲わら等のソフトセルロース系原料の収集・運搬からバイオ燃料の製造・利用までの技術を確認する取組を行うとともに、バイオ燃料向け資源作物の開発や資源作物全体から高効率にエタノールを生産する技術開発等を進めます。なお、バイオ燃料の基準策定に係る国際的な動きについても、わが国の立場が適切に反映されるよう対応します。

このほか、地域のバイオマスを効率的に利活用するバイオマスタウンを平成22年度までに300地区程度で構想を策定することを目指し、バイオマスタウン構築の加速化を推進します。



## 第4節 森・里・川・海のつながりを確保する取組

### 1 生態系ネットワークの形成

第3次生物多様性国家戦略及び国土形成計画等に基づき、広域圏レベルなどにおいて生態系ネットワーク形成の推進に向けて引き続き関係各省庁で連携を図り、検討を進めます。

また、国有林においては、ネットワークの形成の取組として、森林生態系の核となる保護林相互を連結する「緑の回廊」を設定し、生態系に配慮した施業やモニタリング調査を実施することにより、より広範で効果的に森林生態系を保全する取組を必要に応じて民有

林とも連携しつつ引き続き推進します。

都市計画区域マスタープランや都市緑地法に基づく緑の基本計画等に基づき、都市内に残る貴重な自然的環境を計画的かつ効果的に確保・ネットワーク化させ、公園緑地や河川、道路等の緑や水辺空間を総合的に整備・保全を図ることで、都市におけるエコロジカルネットワークの形成を促進してくとともに、COP10ではこれらの取組等について情報発信を図ります。

### 2 自然再生の推進

自然再生推進法の円滑な運用を図るため、民間からの相談に適切に対応するための基本的情報基盤の整備、地域における専門家ネットワークの形成及び自然再生に関する情報の収集・提供、ワークショップの開催等による自然再生協議会の設立・技術的課題解決への支援など、地域の自主的な自然再生の取組が継続されるような体制づくりを推進します。

自然再生事業については、過去に損なわれた自然を積極的に取り戻すことを通じて生態系の健全性を回復することを目的とし、河川・湿原・干潟・藻場・里地里山・森林など様々な環境を対象に全国で取り組まれるよう、関係省庁と連携し着実に推進します。あわせて、自然再生を通じた自然環境学習の推進を図ります。

### 3 重要地域の保全

#### (1) 自然環境保全地域

原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の適正な保全を図るため、引き続き現況の把握やモニタリングを行います。

#### (2) 自然公園

##### ア 自然公園の指定、公園区域及び公園計画の見直し

社会条件等の変化に対応するため、自然保護の強化を基調として、公園区域及び公園計画の全般的な見直しを行います。また、全般的な見直しを終了した公園については、おおむね5年ごとに公園区域及び公園計画の点検を行います。国定公園については、都道府県から申出のある地域について検討を行い、見直し等の作業を進めます。

また、自然環境や社会状況、風景評価の多様化などの変化を踏まえ、国立・国定公園の指定状況について全国的な見直しの作業を進めます。

##### イ 自然公園の管理の充実

国立公園の管理計画の策定を推進し、自然公園法に基づく許可、認可等の適正な運用を図ります。また、地域密着型の公園管理を行うNPO等の公園管理団体の指定、風景地保護協定の締結等を推進し、管理体制の強化を推進します。

グリーンワーカー事業では、登山道の補修や清掃作業、サンゴ礁の保護対策、外来種の駆除、湿地等の植生保全、里地里山の維持管理などを引き続き推進します。

また、専門的な知識を持ったアクティブ・レンジャーを全国に配置して、現場管理の充実に努めます。

##### ウ 自然公園における環境保全対策

国立公園等の利用施設に、太陽光発電などの自然エネルギーを利用した設備の導入を推進します。

また、荒廃した登山道や周辺の植生復元、シカの食害等から貴重な植生を保護するために必要な施設の整

備を推進します。釧路湿原国立公園、琵琶湖国定公園等においては、自然再生の取組を引き続き推進します。

国立公園の主な利用地域については、関係地方公共団体の協力の下に清掃活動を実施します。また、「自然公園クリーンデー」等の各種行事を実施し、美化活動の普及に努めます。

また、国立公園等の山岳地域等における環境浄化及び安全対策を図るため、山小屋事業者等によるし尿・排水処理施設等の整備の経費の一部を補助し、自然環境の保全と利用環境の改善を推進します。

すぐれた自然環境を保全していくため、引き続き民有地買上げの推進を図ります。

### (3) 鳥獣保護区、生息地等保護区

鳥獣保護法に基づき、国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地から重要な区域について、国指定鳥獣保護区に指定し、保護を図ります。また、種の保存法に基づき、国内希少野生動植物種の生息・生育地として重要な地域である生息地等保護区の指定を進め、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ります。

### (4) 保護林、保安林

わが国の森林のうち、すぐれた自然環境の保全を含

む公益的機能の発揮のため特に必要な森林を保安林として計画的に指定し、適正な管理を行います。また、国有林野のうち、自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な役割を果たしている森林については「森林と人との共生林」に区分し、自然環境の保全を第一とした管理経営を行います。特に原生的な天然林や貴重な動植物の生息・生育地等特別な保全・管理が必要な森林については、保護林として積極的に指定するなどその拡充を図るとともに、保護林の状況のモニタリング調査等を通じて把握し、必要に応じて植生の回復等の措置を講ずることによる適切な保全・管理を推進します。

### (5) 景観の保全

良好な河川、海岸、砂防等の景観の形成・保全の促進を図るため、景観に配慮した取組を推進します。

### (6) ナショナル・トラスト活動

ナショナル・トラスト活動については、その一層の促進のため、引き続き税制優遇措置、普及啓発等の施策を講じます。さらに、同活動の検証を中心に、自然環境保全のための土地の適切な確保手法に関する検討調査を実施します。

## 4 農林水産業

「農林水産省生物多様性戦略」(平成19年7月)に基づき、①田園地域・里地里山の保全(環境保全型農業の推進、生物多様性に配慮した生産基盤整備の推進等)、②森林の保全(適切な間伐等)、③里海・海洋の保全(藻場・干潟の造成、維持・管理等)など生物多様性保全をより重視した農林水産施策を推進します。

また、これらの関連施策を効果的に推進するため、農林水産業と生物多様性の関係を定量的に計る指標の開発を進め、平成21年度中に指標候補の選抜を目指

します。

さらに、農林水産省生物多様性戦略検討会の提言(平成20年7月)を受け、地域の生きものを通して生物多様性保全の取組を分かりやすく伝える「生きものマーク」を活用し、生物多様性保全に貢献するわが国の農林水産業への理解の促進を図ります。

これらの取組については、2010年(平成22年)に名古屋市で開催されるCOP10において世界に向けて発信します。

## 5 森林・農地

### (1) 森林

森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、重視すべき機能に応じた森林の区分である「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」ごとに多様な森林づくりを推進するとともに、自然環境の保全など森林の公益的機能の発揮及び森林の保全を確保

するため、保安林制度・林地開発許可制度等の適正な運用を図ります。また、森林での様々な体験活動を通じて森林の持つ多面的機能等に対する国民の理解を促進する森林環境教育や、市民やボランティア団体等による里山林の保全・利用活動など、森林の多様な利用及びこれらに対応した整備を推進します。

治山事業においては、豊かな環境づくりに配慮し、



荒廃山地の復旧整備、機能の低い森林の整備等を計画的に推進するとともに、事業の実施に当たっては周辺の生態系に配慮します。また、特に自然環境のすぐれた地域等において、自然環境の保全・改善効果の高い工法等の開発普及等を図る森林土木効率化等技術開発モデル事業を実施します。

松くい虫等の病害虫や野生鳥獣による森林の被害対策の総合的な実施、林野火災予防対策や森林保全推進員による森林パトロールの実施、啓発活動等を推進します。

国民参加の森林づくりについては、企業、森林ボランティア活動等広範な主体による森林づくり活動、緑化行事の実施、身近な森林や樹木の適切な保全・管理のための技術開発等の支援を推進します。

生物多様性を含む森林の状態とその変化の動向を継続的に把握することを目的に、全国の森林に4km間隔で設けられたおよそ15,700点の定点観測プロットを5年で一巡する「森林資源モニタリング調査」については、平成21年度より3巡目調査に入ることから、引き続き地況、植生、枯損木、鳥獣の生息痕跡、病虫獣害などに係るデータの収集を行うとともに、時系列的なデータを用いた解析手法の開発を行います。これらの結果は、温帯林等諸国12か国による持続可能な森林経営の「基準・指標」の国際的な取組であるモントリオール・プロセスのもとで作成するわが国の第2回国別森林レポートに反映させます。

森林の生物多様性の保全については、客観的に生物多様性の状態を表す指標の開発や、里山林における生物多様性に配慮した施策方法の分析等に取り組むとともに、平成20年12月に設置した「森林における生物多様性保全の推進方策検討会」において、農林水産省生物多様性戦略を踏まえた具体的な推進方策をとりまとめることとしています。

国有林野においては、下層植生や動物層、表土の保全等森林生態系全般に着目し、育成複層林・天然生林施業の推進、広葉樹林の積極的な造成等を図るなど、自然環境の維持・形成に配慮した多様な森林施業を推進します。また、すぐれた自然環境を有する森林の保全・管理や国有林野を活用して民間団体等が行う自然再生活動を積極的に推進します。

さらに、国有林野においては、野生鳥獣との棲み分け、共存を可能にする地域づくりに取り組むため、地域等と連携し、野生鳥獣の生息環境の整備と個体数管理等の総合的な対策をモデル的に実施します。

## (2) 農地

土地改良事業をはじめとする農業農村整備事業においては、環境との調和への配慮の基本方針に基づき事業を実施します。また、生態系の保全に配慮しながら生活環境の整備等を総合的に行う事業等に助成し、農業の有する多面的機能の発揮や魅力ある田園空間の形

成を促進します。また、農村地域の生物やその生息環境の情報を調査・地理情報化し、農村地域の多様な生物の生息環境を総合的に向上させる技術を構築する等、生物多様性を確保するための手法の開発を進めます。さらに、地域住民や農家等が認識している種を「保全指標種」として示し、農家や地域住民の理解を得ながら生物多様性保全の視点を取り入れた事業を実施し、生物多様性に対応した基盤整備の推進を図ります。またラムサール条約湿地や景観法等の条約や法律に基づき指定された、国内・国際的に将来にわたって良好な環境・景観を保全すべき重要な地域において、重要地域の特性を踏まえた質の高い環境・景観保全に対応した基盤整備等の事業を推進します。

農林水産省と環境省が連携・協力して、水田周辺水域（農業用水路等）の生態系の現状把握を行うため「田んぼの生きもの調査」を引き続き実施するとともに、河川から水田、水路、ため池、集落等を結ぶ水と生態系のネットワークとして「水の回廊」を整備します。農村地域の自然再生活動については、「田園自然再生活動コンクール」のほか、活動上の新たな課題に対する技術的支援を実施します。棚田における農業生産活動により生ずる国土の保全、水源のかん養等の多面的機能を持続的に発揮していくため、棚田等の保全・利活用活動を推進するほか、農村景観や環境を良好に整備・管理していくために、地域住民、地元企業、地方公共団体等が一体となって身近な環境を見直し、自ら改善していく地域の環境改善活動（グラウンドワーク）の推進を図るための事業を行います。

田園自然再生関連対策として、地域住民や民間団体等による保全活動と連携した生態系保全型の農地、土地改良施設の整備等を進めるとともに、景観保全、自然再生活動の推進・定着を図るため、地域密着で活動を行っているNPO等に対し支援を実施します。また、農業用排水の水質保全と農業集落の生活環境の改善を図るため、農業集落排水施設の整備を推進するとともに、地域の実情に応じ、特定環境保全公共下水道等の整備を進めます。

また、農業環境規範の普及・定着を図るとともに、有機農業をはじめとする環境と調和の取れた農業生産活動を推進し、農業の多面的機能の基礎である農地・農業用水等の資源や環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみの共同活動と先進的な営農活動を一体的かつ総合的に支援します。

家畜排せつ物については、家畜排せつ物法に基づき適正な管理を確保するとともに、地域におけるバイオマスの有効利用や、環境負荷の低減並びに有機性資源の循環利用の促進を図るため、家畜排せつ物処理施設の整備に関する事業を推進するとともに、金融・税制上の特例措置等を引き続き講じます。また、未利用資源の利用の促進を図るため、飼料化施設等の整備の推進を図ります。また、都市部の農地においては、都市住民への農産物の供給や都市住民の交流の場としての

活用を図るため、簡易な基盤整備や市民農園の整備等を推進します。

## 6 都市緑地等

### (1) 都市公園の整備等

都市における緑とオープンスペースを確保し、水と緑が豊かで美しい都市生活空間等の形成を実現するため、「都市公園整備事業」の推進を図ります。国営公園については、全国17か所において整備を推進します。埋立造成地等における自然的環境の再生や多様な生物の生息生育基盤の確保など環境の向上に資する良好な緑地の整備を行う「自然再生緑地整備事業」等、各種施策に応じた都市公園等の整備を推進します。また、「緑地環境整備総合支援事業」を拡充し、温室効果ガス吸収源対策となる公園緑地の整備に先駆的かつ意欲的に取組む都市について、総合的な公園緑地の保全・創出のための取組を推進します。また、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして樹林帯を形成することにより、土砂災害に対する安全性を高め、緑豊かな都市環境と景観を創出するとともに、無秩序な市街化の防止や都市周辺に広がる緑のビオトープ空間の創出に寄与します。

### (2) 緑地保全及び都市緑化等の推進

都市における緑地を保全するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区等の指定を推進するとともに、地方公共団体及び緑地管理機構による土地の買入れ等を引き続き推進します。

また、首都圏近郊緑地保全法及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づき指定された近郊緑地保全区域内において、近郊緑地特別保全地区の指定を推進するとともに、地方公共団体及び緑地管理機構による土地の買入れ等を引き続き推進します。

## 7 河川・湿原等

### (1) 河川の保全・再生

河川やダム湖等における生物の生息・生育状況の調査を行う「河川水辺の国勢調査」を実施します。また、自然環境に配慮した河川管理の取組として、自然共生研究センター等において、河川湖沼の自然環境保全・復元のための研究を実施します。

河川環境管理基本計画の策定を推進し、自然環境の保全に配慮するとともに、地域住民と連携しながら、

さらに、緑が不足している市街地等において、緑化地域制度や緑化施設整備計画認定制度等の活用により建築物の敷地内の空地や屋上等の民有地における緑化を図るとともに、市民緑地の指定や緑地協定の締結を引き続き推進します。また、風致に富むまちづくり推進の観点から、風致地区指定の推進を引き続き図ります。

### (3) 国民公園及び戦没者墓苑

国民公園（皇居外苑、京都御苑、新宿御苑）及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑を広く国民の利用に供するため、引き続き施設の改修、園内の清掃、芝生・樹木の手入れ等を行います。

### (4) 道路緑化

CO<sub>2</sub>の吸収により地球温暖化を防止する等環境負荷を低減するとともに、良好な景観を形成するため、引き続き道路緑化を推進します。

### (5) 緑化推進運動への取組

緑化推進連絡会議を中心に、国土の緑化に関し、全国的な幅広い緑化推進運動の展開を図ります。都市緑化の推進に当たっては、「春季における都市緑化推進運動」期間（4～6月）、「都市緑化月間」（10月）を中心に、その普及啓発に係る各種活動を実施するほか、緑の相談所（都市緑化植物園）、都市緑化基金の拡充強化等、運動の一層の展開と定着化を図ります。

生物の良好な生息・生育環境を有する自然河川や湿地・干潟などの再生を進めていきます。良好な潤いのある水辺空間の保全及び形成等を図る「水系環境整備事業」等を実施します。河川整備に当たっては、必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、生物の良好な生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全創出する「多自然川づくり」、河川横断施設とその周辺の改良、魚道の設置等により魚類の遡上環境の改善を行う



「魚がのぼりやすい川づくり」を実施します。また、災害復旧事業においても、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に基づき、河川環境の保全・復元の目的を明確にして、事業を実施します。

都市再生本部において、第三次決定プロジェクトに位置付けられた「水循環系の再生」については、河川の再生（河岸の再自然化、河畔林の整備、水質の改善等）、市街地の雨水貯留・浸透機能の回復等、各領域の施策を総合的に推進します。

また、水系を全体的に捉え、河川とダムの連携を図りつつ河川環境の保全を目的とする「水系環境整備事業」を実施し、ダム貯水池においても湖岸の整備や緑化対策等によってダム湖の活用や親水性の向上を図ります。

## (2) 砂防設備周辺等

土砂災害の防止の実施に当たり、生物の良好な生息・生育環境を有する溪流・里山の環境等を保全・再生するため、NPO等と連携した山腹工などにより、**里地里山**などの多様な自然共生型の砂防事業を推進します。また、土砂災害の防止とあわせて、すぐれた自然環境や社会的環境を持つ地域等の溪流において、「砂防関係事業における景観形成ガイドライン」を活用し、自然環境との調和を図った緑と水辺の空間等の生活環境の整備、景観・親水性の向上や生態系の回復等を図った良好な溪流環境の再生、歴史的価値を有する砂防設備を活用した周辺環境整備など、個々の溪流

の特色を生かした砂防事業を展開します。

がけ崩れ対策においては、貴重な緑の空間である斜面環境・景観を保全しつつ安全度を向上するため、既存樹木を活用した緑の斜面工法による斜面整備及び崩壊土砂を捕捉する緩衝樹林帯整備を推進します。

## (3) 湿地の保全・再生

渡り鳥の集団渡来地など鳥獣の保護上重要な湿地については、国指定鳥獣保護区への指定等を進めます。さらに、国際的に重要な湿地については、引き続きラムサール条約湿地への登録を進めるとともに、その保全と賢明な利用に向けた取組を推進します。

## (4) 山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組の推進

わが国は、地形、地質的な特徴から土砂移動量が多いが、これらの土砂移動が、上流から下流への土砂移動の分断などにより量又は質の面で妨げられ、河川・溪流などの河床や海岸線が大きく変化するなど、河川・海岸環境の変化を生じさせているところが見受けられます。具体的には、河川、溪流における土砂移動、河川からの土砂供給、沿岸域の漂砂、浚渫土砂の活用などの技術開発を推進するとともに、河川・沿岸域における環境・利用状況を踏まえつつ、関係機関などの連携による山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組を推進します。

# 8 沿岸・海洋域

## (1) 沿岸・海洋域の保全

海洋基本法（平成19年法律第33号）に基づき、わが国における海洋保護区の設定のあり方の明確化や、海洋の生物多様性の保全など海洋環境保全に関する施策を推進します。特に、**干潟、藻場、サンゴ礁**などの生物多様性の保全上重要な海域については、関係機関との調整も踏まえ、必要に応じて国立公園などの保護区の充実を図ります。サンゴ礁については、総合的な保全施策を推進するため、サンゴ礁保全行動計画を策定します。

また、海洋の生物多様性に関する基礎的データの一層の充実を図るとともに、保全施策の立案及び実施のため、海洋自然環境情報図を作成します。

「**モニタリングサイト1000**」において、砂浜、干潟、藻場、サンゴ礁等の調査を引き続き実施します。沖縄県では、降雨による赤土等の流出がサンゴ礁等の生態系等に悪影響を与えていることから、「赤土等に係る環境保全目標」の策定に向けた赤土等の堆積状況など

の調査や赤土等の発生源での流出を防止するための対策の普及・啓発を推進します。

## (2) 水産資源の保護管理の推進

漁業法及び水産資源保護法に基づき、採捕制限等の規制を行います。また、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づき、漁獲可能量や漁獲努力可能量の管理を行うほか、①保護水面の指定、管理等、②「資源回復計画」の推進、③外来魚の駆除、環境・生態系と調和した増殖・管理手法の開発、魚道や産卵場の造成等、④ミンククジラ等の生態、資源量、回遊等の実態把握及び資源回復手法の解明に資する調査、⑤ウミガメ（ヒメウミガメ等）、鯨類（シロナガスクジラ等）及びジュゴンの原則採捕禁止等、⑥減少の著しい水生生物に関するデータブックの掲載種に係る現地調査及び保護手法の検討、⑦サメ類の保存・管理及び海鳥の偶発的捕獲の対策に関する行動計画の実施促進等、⑧混獲防止技術の開発等を実施します。

### (3) 港湾及び漁港・漁場における環境の整備

漁港・漁場では、水産資源の持続的な利用と豊かな自然環境の創造を図るため、海水交換機能を有する防波堤、水産動植物の生息・繁殖に配慮した護岸等の整備及び砂浜の再生に資する施設の整備など、自然調和・活用型の漁港漁場づくりを積極的に展開します。また、藻場・干潟の保全等を推進するとともに、漁場環境を保全するための森林整備に取り組みます。さらに、効果的な磯焼け対策の順応的管理手法を示した磯焼けガイドラインを活用した講演会や技術サポートを実施し、対策の普及・啓発に取り組みます。加えて、サンゴの有性生殖による種苗生産を中心としたサンゴ増殖技術の開発に取り組みます。漁業者と地域住民等による藻場・干潟等の維持・管理等の環境・生態系保全活動を支援します。

港湾においては、港湾の開発・利用と環境の保全・再生・創出を車の両輪として捉えた「港湾行政のグリーン化」を図ります。汚泥その他公害の原因となる物質の除去、覆砂による水質・底質の改善に取り組みます。また、港湾整備により発生するしゅんせつ土砂等を活用して、多様な生物の生息場となる干潟・藻場等の保全・再生・創出を計画的に行います。これらの

実施に当たっては、自然環境の不確実性等を考慮し、事業着手後においても状況を継続的にモニタリングして、その結果を計画等に反映させる順応的管理手法の導入を図ります。さらに、東京港中央防波堤内側、大阪湾堺臨海部、同尼崎臨港部における大規模緑地の創出を推進します。また、海洋環境整備船による漂流ゴミや油の回収を行うほか、景観に悪影響を及ぼす放置艇の解消を図るため、船舶等の放置等禁止区域の指定により規制措置の強化に取り組むとともに、既存の静穏水域等を活用した簡易な係留・保管施設（ポートパーク）等の整備を推進します。加えて、海辺の自然環境をいかして自然体験・環境教育を行う「海辺の自然学校」等の取組を推進します。

### (4) 海岸における環境の整備

砂浜の保全・復元により生物の生育・生息地を確保しつつ、景観上もすぐれた人と海の自然のふれあいの場を整備する「海岸環境整備事業」を実施します。また、海岸保全施設の機能障害となる大規模な海岸漂着ゴミや流木等を緊急的に処理する「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」を実施します。

## 第5節 地球規模の視点を持って行動する取組

### 1 SATOYAMA イニシアティブの推進

世界の自然共生の智慧や伝統等を収集・調査し、日本の取組とあわせて、地球全体での自然共生社会実現のために活用することを「SATOYAMA イニシアティブ」として世界に提案することとしており、このため

の検討・取組を進めます。また、国際連合大学等と連携し、SATOYAMA イニシアティブを国際的に効果的・効率的に推進していくための取組を検討・推進していきます。

### 2 生物多様性のモニタリングと総合評価

#### (1) 自然環境調査

第7回自然環境保全基礎調査（平成17～21年度）の一環として、「植生調査」、「特定哺乳類生息状況調査」等を実施します。「植生調査」では、自然環境の基本情報である縮尺2万5千分の1植生図をGISデータとして整備していきます。「特定哺乳類生息状況調査」では、農林水産業や生態系に大きな影響を及ぼすクマ、シカ等を対象として、モデル地域における現地調査による生息密度等の把握、全国的な生息情報及び生息環境情報の収集整理により、全国的な個体数の推定、分布動向の把握等を行います。

全国の生態系の変化状況を把握するため、モニタリングサイト1000により、森林、里地里山、陸水域（湖沼及び湿原）、沿岸域（砂浜、干潟、磯、藻場、アマ

モ場及びサンゴ礁）、小島嶼の各生態系タイプに設置した合計約100か所の調査サイトにおいて、生態系タイプ毎に決めた調査項目及び調査手法により本格的調査を実施します。また、地球温暖化の影響を受けやすい高山帯に新たに設けた調査サイトにおいて、試行調査を開始します。

海洋基本法の制定を受け、主にわが国の200海里域内を対象として、海洋の生物多様性保全に関する広域的なデータを収集整理し、GISデータの活用を考慮して統合・解析を行い、生物多様性保全上重要な海域・海洋生物を特定した「海洋自然環境情報図」の作成に着手します。

加えて、アジア太平洋地域の各国政府、国際機関との連携により、地球規模での生物多様性モニタリング体制の構築を進めるとともに、東・東南アジア地域に



における生物多様性情報インベントリー作成と、生物分類学キャパシティ・ビルディングの推進のための国際会合を開催します。

さらに、「いきものみつけ」事業では、2巡目となる平成21年の夏以降、対象の生きもの等を変更して引き続き実施し、身近な地球温暖化問題や生物多様性の保全に関する理解と二酸化炭素排出削減行動に結びつけていきます。

### 3 生物多様性関連の条約等に基づく国際的な取組

生物多様性基本法に基づき、「第三次生物多様性国家戦略」の実施を通じて、引き続き生物多様性条約の国内外での実施促進を図ります。また、生物多様性条約以外にも次のような国際的な取組が進められています。

#### (1) ワシントン条約

締約国間の適切な条約運用に向けての取組とともに、関係省庁間の協力の下に国内におけるより効果的な条約の実施を推進します。

#### (2) ラムサール条約

アジア地域の重要な湿地の保全のため、引き続きアジア諸国の湿地登録の促進に努めるとともに、湿地システムとしての水田の生物多様性の向上を訴えています。

#### (3) 渡り鳥等保護条約

アメリカ、オーストラリア、中国、ロシア及び韓国との二国間の渡り鳥等保護条約等に基づき、各国との間で渡り鳥等の保護のための共同調査を引き続き推進するとともに、情報や意見の交換を行います。

#### (4) 東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ等

平成18年11月に発足した「東アジア・オーストラリア地域フライウェイパートナーシップ」に基づき、同地域における渡り性水鳥とその生息地の保全に向け

#### (2) 生物多様性総合評価

平成20年度に開発した指標を用いて生物多様性の総合評価を行い、わが国の生物多様性の全体像を把握します。また、国民に生物多様性の状況とその保全の必要性を分かりやすく伝えるとともに、優先的に保全・回復すべき地域での取組を進展させるため、生物多様性の危機の地固化や、保全上重要な地域の選定作業を開始します。

た取組を推進します。

また、トキ保護協力に関する基本的な枠組みである「日中共同トキ保護計画」に基づき、双方が進めるトキの野生復帰に係る協力などを積極的に推進します。

#### (5) 国際サンゴ礁イニシアティブ

平成21年秋頃に「国際サンゴ礁保護区ネットワーク会議／第5回ICRI東アジア地域会合」を開催し、前回会合で作成した作業計画を踏まえて、東アジアを中心とした海域におけるサンゴ礁保護区ネットワーク戦略づくりを推進します。

#### (6) 世界遺産条約

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づき世界遺産一覧表に記載された屋久島、白神山地及び知床の世界自然遺産について、管理体制と科学的知見に基づく保全管理の充実を図り、引き続き適正な保全を推進します。

平成15年の「世界遺産候補地に関する検討会」において知床とともに候補地に選定された「小笠原諸島」と「琉球諸島（トカラ列島以南の南西諸島が検討対象）」については、世界自然遺産推薦に向けた取組を進めていきます。特に、世界遺産暫定一覧表に記載されている小笠原諸島については、関係省庁・地方公共団体等が連携し、外来種対策や希少種の保全を一層推進するとともに、推薦に必要な書類の作成など推薦に向けた準備作業を推進します。また、琉球諸島については、世界的に優れた自然環境の価値を保全するため必要な方策を検討します。